



市章

大津市公報

令和8年7月3日
号外(第52号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 条	目次
42	大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例…………… 1
43	大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例…………… 1
44	大津市都市公園条例の一部を改正する条例…………… 2
45	大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例…………… 4
46	大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例…………… 4
47	道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例…………… 6
48	大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例…………… 7
49	大津市大谷乗馬場条例の一部を改正する条例…………… 8

条 例

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第42号

大津市附属機関設置条例の一部を改正する条例

大津市附属機関設置条例(平成24年条例第49号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部大津市緑の基本計画審議会の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第43号

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第3条第1項第2号」の次に「及び第4号」を加え、同項に次の1号を加える。

(3) 地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員(主として介護予防ケアマネジメント業務に従事する者に限る。) 3,000円

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。
- この条例による改正後の大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和8年6月1日以後の期間に係る給与の額について適用し、同日前の期間に係る給与の額については、なお従前の例による。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の大津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。
(委任)
- 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

大津市都市公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第44号

大津市都市公園条例の一部を改正する条例

第1条 大津市都市公園条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表野球場の項中「6,750円」を「8,430円」に、「10,120円」を「12,640円」に改め、別表第2第5項の表室内練習場の項中「600円」を「750円」に、「900円」を「1,120円」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「3,840円」を「4,800円」に、「5,760円」を「7,200円」に、「300円」を「370円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「2,400円」を「3,000円」に、「3,600円」を「4,500円」に、「

1時間	600円	を	1時間	750円	に、「900円」を「1,120
-----	------	---	-----	------	-----------------

円」に、「300円」を「370円」に、「200円」を「250円」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「1,350円」を「1,680円」に、「1,800円」を「2,250円」に、「1,570円」を「1,960円」に、「2,920円」を「3,650円」に、「3,370円」を「4,210円」に、「4,500円」を「5,620円」に、「2,020円」を「2,520円」に、「2,700円」を「3,370円」に、「2,240円」を「2,800円」に、「4,490円」を「5,610円」に、「4,710円」を「5,880円」に、「6,750円」を「8,430円」に改め、別表第2第5項の表テニスコートの項を次のように改める。

テニスコート	専用使用	平日の午前9時から 午後5時まで	1面につき1時間	830円
		その他の時間	1面につき1時間	1,240円

別表第2第5項の表グラウンドの項中「1,200円」を「1,500円」に、「1,800円」を「2,250円」に改め、別表第2第5項の表有料公園施設に附帯する会議室、役員室等の項中「300円」を「370円」に改め、別表第2第5項の表庭園の項中「300円」を「370円」に、「150円」を「180円」に、「3,000円」を「3,700円」に、「1,500円」を「1,800円」に、「240円」を「300円」に、「120円」を「150円」に改め、別表第2第5項の表びわ湖大津館多目的ホールの項中「2,250円」を「2,810円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「670円」を「830円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「720円」を「900円」に改め、別表第2第6項の表近江神宮外苑公園の駐車場の項を次のように改める。

近江神宮外苑公園の駐車場	1回につき駐車開始から1時間を経過するまでに 出車する場合	無料
	1回につき駐車開始から1時間を経過した後に 出車する場合	駐車開始から1時間を経過した後の 駐車時間1時間までごとに220円

別表第2第6項の表柳が崎湖畔公園の駐車場の項中「30分につき」を「30分までごとに」に改め、別表第2第6項の表大津湖岸なぎさ公園の駐車場の項を次のように改める。

大津湖岸なぎさ公園の駐車場（規則で定める駐車場を除く。）	バス	1日1回	2,200円
	マイクロバス	1日1回	1,500円
	バス及びマイクロバス以外の普通自動車等	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに 出車する場合	無料
		1回につき駐車開始から30分を経過した後に 出車する場合	駐車開始から30分を経過した後の 駐車時間30分までごとに100円

別表第2第6項の表に次のように加える。

大津湖岸なぎさ公園の駐車場（規則で定める駐車場に限る。）	バス	1日1回	2,200円
	マイクロバス	1日1回	1,500円
	バス及びマイクロバス以外の普通自動車等	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
		1回につき駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間を経過するまでに駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに100円。ただし、1,000円を超えないものとする。
		1回につき駐車開始から24時間を経過した後に出車する場合	1,000円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに100円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき1,000円を超えないものとする。

別表第2第6項の表備考第3項を削る。

第2条 大津市都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2第5項の表野球場の項中「8,430円」を「8,990円」に、「12,640円」を「13,480円」に改め、別表第2第5項の表室内練習場の項中「750円」を「770円」に、「1,120円」を「1,150円」に改め、別表第2第5項の表陸上競技場の項中「4,800円」を「5,400円」に、「7,200円」を「8,100円」に、「370円」を「450円」に改め、別表第2第5項の表体育館の項中「3,000円」を「3,230円」に、「4,500円」を「4,840円」に、「750円」を「770円」に、「1,120円」を「1,150円」に、「370円」を「450円」に、「250円」を「300円」に改め、別表第2第5項の表第2体育館の項中「1,680円」を「2,020円」に、「2,250円」を「2,700円」に、「1,960円」を「2,350円」に、「3,650円」を「4,380円」に、「4,210円」を「5,050円」に、「5,620円」を「6,750円」に、「2,520円」を「3,030円」に、「3,370円」を「4,050円」に、「2,800円」を「3,360円」に、「5,610円」を「6,730円」に、「5,880円」を「7,060円」に、「8,430円」を「10,120円」に改め、別表第2第5項の表テニスコートの項中「830円」を「1,000円」に、「1,240円」を「1,500円」に改め、別表第2第5項の表グラウンドの項中「1,500円」を「1,800円」に、「2,250円」を「2,700円」に改め、別表第2第5項の表有料公園施設に附帯する会議室、役員室等の項中「370円」を「450円」に改め、別表第2第5項の表庭園の項中「370円」を「450円」に、「180円」を「220円」に、「3,700円」を「4,500円」に、「1,800円」を「2,200円」に、「300円」を「360円」に、「150円」を「180円」に改め、別表第2第5項の表びわ湖大津館多目的ホールの項中「2,810円」を「3,270円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター多目的室の項中「830円」を「1,000円」に改め、別表第2第5項の表緑のふれあいセンター市民花園の項中「900円」を「1,080円」に改める。

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は公布の日から、第2条の規定並びに附則第5項及び第6項の規定は令和11年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の大津市都市公園条例（次項及び附則第4項において「令和9年新条例」という。）別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合を除き、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 令和9年新条例別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合にあつては、施行日以後に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金について適用し、施行日前に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 前2項に定めるもののほか、令和9年新条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。
- 第2条の規定による改正後の大津市都市公園条例（次項において「令和11年新条例」という。）別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合を除き、令和11年4月1日（次項において「一部施行日」という。）以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、一部施行日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

- 6 令和11年新条例別表第2第5項の規定は、回数券による庭園の個人使用の場合にあつては、一部施行日以後に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金について適用し、一部施行日前に交付した回数券による庭園の個人使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第45号

大津市自転車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自転車駐車場条例（昭和54年条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表自転車の項中「110円」を「130円」に、「1,100円」を「1,360円」に、「1,570円」を「1,950円」に、「3,140円」を「4,080円」に、「4,400円」を「5,850円」に改め、同表原動機付自転車の項中「220円」を「240円」に、「2,480円」を「3,600円」に、「7,040円」を「10,800円」に改め、同表大型自動二輪車及び普通自動二輪車の項中「270円」を「290円」に、「3,110円」を「4,350円」に、「8,800円」を「13,050円」に改める。

附 則

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。
- 改正後の大津市自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る駐車料金について適用する。
- 新条例別表の規定は、定期券又は回数駐車券による利用の場合にあつては、施行日以後に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金について適用し、施行日前に交付した定期券又は回数駐車券による利用に係る駐車料金については、なお従前の例による。

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第46号

大津市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

大津市自動車駐車場条例（平成9年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条第3項中「有効期間を1か月とする」を削り、「額は、別表」を「有効期間及び額は、別表第2」に改め、同条第4項中「有効期間を1か月とする」を削り、「額は、15,710円」を「有効期間及び額は、別表第2のとおり」に改め、同条第5項中「有効期間を1か月とする」を削り、「額は、8,140円」を「有効期間及び額は、別表第2のとおり」に改める。

第7条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

別表を削り、附則の次に次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

区分	単位	額
大津京駅前公共駐車場及び明日都浜大津公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
	1回につき駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間を経過するまでに駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円。ただし、750円を超えないものとする。
	1回につき駐車開始から24時間を経過した後に駐車する場合	750円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに150円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき750円を超えないものとする。

		する。
大津駅北口公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
	1回につき駐車開始から30分を経過した後に出車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円
膳所駅前公共駐車場	1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
	1回につき駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間を経過するまでに駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円。ただし、900円を超えないものとする。
	1回につき駐車開始から24時間を経過した後に出車する場合	900円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに150円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき900円を超えないものとする。

別表第2 (第3条関係)

種類		有効期間	額
定期駐車券	大津京駅前公共駐車場	1か月	7,700円
		3か月	23,100円
		6か月	46,200円
	明日都浜大津公共駐車場	1か月	21,340円
		3か月	64,020円
		6か月	128,040円
	大津駅北口公共駐車場	1か月	16,230円
		3か月	48,690円
		6か月	97,380円
	膳所駅前公共駐車場	1か月	13,200円
		3か月	39,600円
		6か月	79,200円
屋上定期駐車券	1か月	15,710円	
	3か月	47,130円	
	6か月	94,260円	
夜間定期駐車券	1か月	8,140円	
	3か月	24,420円	

	48,840円
--	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(準備行為)

3 改正後の第3条及び別表第2の規定に基づく定期駐車券、屋上定期駐車券及び夜間定期駐車券の発行その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の前日においても行うことができる。

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第47号

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例の一部を改正する条例

道路法第24条の2の規定に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成8年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

駐車料金の額は、別表第1のとおりとする。

第3条第2項中「支払い」を「支払」に、「前項」を「別表第1」に改め、同条第3項中「有効期間を1か月とする」を削り、「額は、21,340円」を「有効期間及び額は、別表第2のとおり」に改め、同条第4項中「有効期間を1か月とする」を削り、「額は、15,710円」を「有効期間及び額は、別表第2のとおり」に改め、同条第5項中「有効期間を1か月とする」を削り、「額は、8,140円」を「有効期間及び額は、別表第2のとおり」に改める。

第7条第2項中「第3条第1項」を「別表第1」に、「同条第2項」を「第3条第2項」に改める。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第3条関係）

単位	額
1回につき駐車開始から30分を経過するまでに駐車する場合	無料
1回につき駐車開始から30分を経過した後駐車開始から24時間を経過するまでに駐車する場合	駐車開始から30分を経過した後の駐車時間30分までごとに150円。ただし、750円を超えないものとする。
1回につき駐車開始から24時間を経過した後に駐車する場合	750円に、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間30分までごとに150円を加えた額。ただし、当該加えた額は、駐車開始から24時間を経過した後の駐車時間24時間につき750円を超えないものとする。

別表第2（第3条関係）

種類	有効期間	額
定期駐車券	1か月	21,340円
	3か月	64,020円
	6か月	128,040円

屋上定期駐車券	1 か月	15,710円
	3 か月	47,130円
	6 か月	94,260円
夜間定期駐車券	1 か月	8,140円
	3 か月	24,420円
	6 か月	48,840円

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(準備行為)

- 改正後の第3条及び別表第2の規定に基づく定期駐車券、屋上定期駐車券及び夜間定期駐車券の発行その他この条例の施行に関し必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第48号

大津市立幼稚園保育料等に関する条例の一部を改正する条例

大津市立幼稚園保育料等に関する条例（平成27年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料及び乳児等通園支援保育料」に改める。

第2条第1項を削り、同条第2項中「前項に規定するもののほか、」を削り、同項を同条とする。

第4条を次のように改める。

(一時預かり保育料)

第4条 幼稚園における一時預かり事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7項に規定する一時預かり事業をいう。以下同じ。）を利用する乳児又は幼児（同項各号に掲げる乳児又は幼児をいう。）に係る保護者は、規則で定めるところにより、次の各号に掲げる一時預かり事業の区分に応じ、当該各号に定める額の一時預かり保育料を市に納付しなければならない。

(1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。次号において「省令」という。）第36条の35第1項第1号に規定する一般型一時預かり事業 1時間につき300円

(2) 省令第36条の35第1項第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業 1回につき300円

第5条中「及び一時預かり保育料」を「、一時預かり保育料及び乳児等通園支援保育料」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(乳児等通園支援保育料)

第5条 幼稚園における乳児等通園支援事業（児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）を利用する乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、1時間につき300円の乳児等通園支援保育料を市に納付しなければならない。

- 第3条第2項の規定は、乳児等通園支援保育料について準用する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

大津市大谷乗馬場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年7月3日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第49号

大津市大谷乗馬場条例の一部を改正する条例

第1条 大津市大谷乗馬場条例（昭和52年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「990」を「1,230」に、「660」を「820」に、「1,320」を「1,650」に、「880」を「1,100」に、「2,200」を「2,750」に、「1,430」を「1,780」に改め、同項第2号中「1,100円」を「1,370円」に改める。

第2条 大津市大谷乗馬場条例の一部を次のように改正する。

別表第1項第1号の表中「1,230」を「1,480」に、「820」を「990」に、「1,650」を「1,980」に、「1,100」を「1,320」に、「2,750」を「3,300」に、「1,780」を「2,140」に改め、同項第2号中「1,370円」を「1,650円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定及び附則第3項の規定は、令和11年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の大津市大谷乗馬場条例別表の規定は、附則第1項ただし書に規定する日以後の使用の許可に係る利用料金について適用し、同日前の使用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。